～保険代理店に求められるRMの知識～　52

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ
http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役 ＣＥＯ　松本　一成

◆株式会社A.I.P
平成20年７月に営業を開始し、リスクマネジメントによる法人マーケット開拓力と支店制度によるマネジメント力を強みとし、全国の代理店と連携して業容を拡大している。現在は全国に19の拠点を持ち、損害保険約26億、生命保険約27億の取扱いを行う。2010年４月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織体としてＡＲＩＣＥホールディングス株式会社を設立し、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

第52回 リスク対応⑳(5.5)

1. 経営権・事業用資産の承継

今回は、事業承継リスクの中の「経営権・事業用資産の承継」について説明をしていきたいと思います。どれだけ優秀な後継者であっても、経営権が無ければ思うような経営ができませんし、事業用資産が事業のために活用できなければ事業そのものを継続できなくなる可能性もあります。そのため、会社の経営権を安定させるためには、後継者に集中的に自社株式や事業用資産を承継することが望ましいですが、遺産分割協議の結果や他の相続人からの遺留分減殺の請求によって分散してしまうリスクがあるため、様々な対策が必要となります。

2. 経営権を確保するための事前対策について

事業承継後の経営権を確保するためには、予め自社株を後継者に集中させる道筋を付けておくなどの対策が重要ですが、それには以下のような方法があります。

1）自社株の生前贈与
自社株式や事業用資産の生前贈与は経営者の意思で確実に実行できる対策です。当然、贈与税が課せられますが、年間110万円の基礎控除がある暦年課税制度や、生前贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する相続時精算課税制度、贈与税の納税が猶予・免除される事業承継税制等を活用することで、贈与税の負担軽減を図ることも可能です。

2）安定株主の導入
後継者が全ての株式を取得することが税負担の面から困難な場合は、経営者の他に安定株主を導入する方法が有効です。安定株主には、現経営者の経営方針に賛同し、長期にわたって保有を継続してくれる役員・従業員持株会や中小企業投資育成株式会社、金融機関、取引先等が考えられます。

3）遺言の作成
遺言は相続争いや遺産分割トラブルを回避することに有効であり、後継者には株式や事業用資産を優先的に相続させるように、経営者の意思に沿った相続が期待できます。遺言を作成する場合には、定められた形式を備える必要がありますし、遺留分を考慮した内容にするなどの留意点があるため注意が必要です。

4）種類株式の発行
会社法により会社の個別的なニーズに対応した種類株式の発行が可能であり、後継者には普通株式を相続させ、他の相続人には無議決権株式を相続させることで、株式分散リスクの低減を図ることが可能です。事業承継に活用できる種類株式としては、上記の議決権制限種類株式や取得条項付種類株式、譲渡制限株式等があります。

5）信託の活用
信託は信託契約の定め方によって自由な設計が可能であり、「遺言代用信託」を活用することで、経営者が死亡した場合の株式の承継について定めることが可能となり、遺言と同様の効果が期待できます。

6）持株会社の設立
後継者が持株会社を設立し、事業会社からの配当による返済を前提に金融機関から自社株式の買取資金の融資を受けることで、持株会社は事業会社の株主となり、経営者には自社株式譲渡の対価として現金が残ります。そのため、相続では相続財産が株式ではなく、現金となるため、遺産分割での自社株式の分散を防止することが可能となります。

7）名義株・所在不明株主の整理
名義株や所在不明株主が存在する中小企業は少なくありませんが、名義株主が権利を主張し、会社の経営者との間で紛争となることがありますし、所在不明株主の存在は株主権を突然主張されるリスクやＭ＆Ａで会社を譲渡する時に不利になるリスクがあるため、株主名簿は予め整理しておくことが重要です。

3. 株式分散後の対応について

事前対策をしっかりと打つ前に事業承継が起きてしまった場合や、全く対策を実施していなかったことによって株式が分散してしまった場合には、以下のような特例や法律を利用することが可能です。

1）自社株買いに関するみなし配当の特例
自社株式（非上場株式）を相続した後継者以外の相続人が、相続税の申告期限から3年以内に自社株式を譲渡した場合、みなし配当課税（最高税率55.945%）ではなく、自社株の譲渡所得に対して譲渡所得課税（税率20.42%）が適用されます。

2）相続人等に対する売渡請求（会社法　第174条）
予め定款等に定めておくことで、自社株式が相続や合併等で移転した場合、会社は自社株の新たな所有者に対して株式を売り渡すよう請求することができます。

3）特別支配株主による株式等売渡請求（会社法第179条）
株式会社の総株主の議決権の90%以上を有する株主は、他の株主の全員に対し、その保有するその会社の株式の全部を自己に売り渡すことを請求できます。

4. 保険代理店の役割

事業承継はどこの会社でも起こりうる重大なリスクです。特に中小企業においては同族経営が多いこともあり、経営権や相続を巡ってトラブルが発生しやすいため、保険代理店の積極的な関与によって、事前対策をしっかりと取り、スムーズな事業承継を支援することが重要です。経営者はやれるだけやりたいという欲求や目の前の経営やリスクに向き合っていることもあって、どうしても事業承継対策の開始が遅れる傾向にありますが、実際には突然の事故や病気に見舞われてタイミングリスクを背負う可能性もありますし、早い段階で対策をスタートした方が選択肢も多く、コストも安く済むというメリットもあります。まだまだ先の話ではなく、いつ起こるか分からないリスクであるという認識に基づいて、早い段階でリスクコントロールを検討し、想定外のタイミングで発生した場合を想定して生命保険等を活用することが求められるでしょう。

参考文献：中小企業庁　経営者のための事業承継マニュアル

経営権・事業用資産の承継

事業承継検討の流れ

事前対策	自社株の生前贈与	経営者の意思で確実に実行できるが、贈与税が掛かる
	安定株主の導入	安定株主の存在によって株式の円滑な承継が可能です。
	遺言の作成	法的有効性を備え、遺言内容に注意する必要があります。
	種類株式の発行	後継者以外の株主は無議決権株式にすることが可能です。
	信託の活用	「遺言代用信託」の活用で遺言と同様の効果を得られます。
	持株会社の設立	相続財産が現金となるため、分散リスクを防止できます。
	名義株・所在不明株主の整理	事業承継後に権利を主張されないために整理が必要です。
事後対策	自社株買いのみなし配当特例	相続人が自社株式を自社に譲渡すると課税が軽減されます。
	相続人等に対する売渡請求	定款の定めで相続人等に自社株式の売渡を請求できます
	特別支配株主による売渡請求	議決権90%以上を保有していれば売渡請求ができます。

保険代理店の積極的な関わりによるスムーズな事業承継の実現

3月決算の法人は全体の約2割

国税庁　決算期別の普通法人数より

知ってトクする　－957－
税務情報

国税庁がさきごろ取りまとめた平成28年度の決算期別の普通法人数によると、申告法人数268万3176社で、うち年1回決算の法人は266万2334社、年2回決算の法人は2万0842社、年1回決算では3月の50万9802社が最も多かった。一般に法人の決算は〝3月〟というイメージがあるが、全体では2割程度に過ぎない。長らく続く好景気もあって、利益金額は前年度を上回っている。法人向けへの生命保険のアプローチチャンスは続いている。

好景気により利益アップ
税軽減、福利厚生充実を

国税庁の統計調査（決算期別の普通法人数）によると、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に事業年度が終了し、平成29年7月31日までに申告のあった事績および平成28年7月1日から平成29年6月30日までの間に処理した内国普通法人（会社等、企業組合および医療法人）数は、268万3176社（年1回決算＝266万2334社、年2回決算＝2万0842社）となり、前年度より増加した。また、年1回決算と年2回決算の合計利益金額でみても前年度より3・9%伸びた。

月別決算について法人数をみると、トップは3月決算法人で51万6874社（年1回決算＝50万9802社、年2回決算＝前述）、2番目は9月決算で29万6956社（年1回決算＝28万9884社、年2回（9・3月）決算＝7072社）、次いで12月決算27万4368社（年1回決算27万0126社、年2回（6・12月）決算＝4242社）となっている。

長期にわたる好景気といわれる中にあって利益金額は伸びており、決算対策として生命保険の活用ニーズは引き続き高い。また、働き方改革によって福利厚生制度充実等に向けた取組みを行う企業も多く、生命保険提案、見直しのチャンスといえる。

決算期対策としてまず挙げられるのは、好決算企業への税軽減対策である。定期保険など、損金性の高い商品が第一に挙げられる。今年4月に標準生命表が改定されたことに伴い、定期保険の保険料が引き下げられたことも後押しする。すでに役員等の保障が十分である場合には全従業員を対象として医療保険、がん保険などの損金性の高い商品を活用して福利厚生制度の充実を図ることも可能である。とくに人材確保が厳しい中小企業にあっては福利厚生制度の充実は必要不可欠なものであり、ぜひとも整えておきたいものの一つだ。

決算期別の普通法人数と利益金額

事業年度終了月		申告法人数		うち利益計上法人の利益金額	
		社	%	百万円	%
事業年度年1回	4月	189,050	(0.9)	950,931	(9.1)
	5月	219,135	(1.2)	1,408,713	(8.7)
	6月	258,299	(1.5)	1,734,958	(8.8)
	7月	202,280	(0.8)	1,040,578	(5.6)
	8月	232,993	(1.0)	1,295,600	(▲3.8)
	9月	289,884	(0.9)	2,393,499	(6.1)
	10月	124,759	(2.3)	724,195	(6.9)
	11月	93,500	(2.9)	642,162	(1.4)
	12月	270,126	(1.6)	5,982,906	(8.8)
	1月	95,658	(▲1.6)	793,963	(7.1)
	2月	176,848	(1.7)	2,136,068	(7.5)
	3月	509,802	(0.3)	30,206,904	(5.6)
	合　計	2,662,334	(1.1)	49,310,475	(6.1)
事業年度年2回以上	4・10月	1,833	(0.8)	16,581	(4.9)
	5・11月	1,833	(▲3.5)	44,877	(▲93.1)
	6・12月	4,242	(1.1)	95,997	(▲22.5)
	7・1月	2,460	(▲2.1)	40,214	(123.6)
	8・2月	3,402	(5.2)	37,647	(59.9)
	9・3月	7,072	(10.2)	282,534	(▲59.2)
	合　計	20,842	(3.8)	517,850	(▲65.9)

（注）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人（会社等、企業組合、医療法人）について、平成29年7月31日までに申告のあった事績および平成28年7月1日から平成29年6月30日までの間に処理した事績を「法人税事務整理表（申告書および決議書）」に基づき作成。カッコ内は対前年比